	1　切除	33,010点
	2　全摘	44,020点
Ｊ０６１	唾液腺膿瘍切開術	900点
Ｊ０６２	唾液腺管形成手術	13,630点
Ｊ０６３	歯周外科手術	
	1　歯周ポケット掻爬術	80点
	2　新付着手術	160点
	3　歯肉切除手術	320点
	4　歯肉剥離掻爬手術	630点
	5　歯周組織再生誘導手術	
	イ　１次手術（吸収性又は非吸収性膜の固定を伴うもの）	840点
	ロ　２次手術（非吸収性膜の除去）	380点
	6　歯肉歯槽粘膜形成手術	
	イ　歯肉弁根尖側移動術	600点
	ロ　歯肉弁歯冠側移動術	600点
	ハ　歯肉弁側方移動術	770点
	ニ　遊離歯肉移植術	770点
	ホ　口腔前庭拡張術	2,820点
	注１　４及び５については、当該手術と同時に歯槽骨欠損部に骨代用物質を挿入した場合は、110点を所定点数に加算する。	
	２　５については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、根分岐部病変又は垂直性の骨欠損を有する歯に対して行った場合に、算定する。	
	３　区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療(I)又は区分番号Ｉ０１１－２－２に掲げる歯周病安定期治療(II)を開始した日以降に実施する場合は、所定点数（注１の加算を含む。）の100分の50に相当する点数により算定する。	
	４　簡単な暫間固定及び特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。	
	５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、４又は５について、レーザー照射により当該手術の対象歯の歯根面の歯石除去等を行った場合は、手術時歯根面レーザー応用加算として、60点を所定点数に加算する。	
	６　１から５まで及び６のイからハまでについては１歯につき算定し、６のニ及びホは手術野ごとに算定する。	
Ｊ０６３－２	骨移植術（軟骨移植術を含む。）	
	1　自家骨移植	
	イ　簡単なもの	1,780点
	ロ　困難なもの	16,830点
	2　同種骨移植（生体）	28,660点
	3　同種骨移植（非生体）	
	イ　同種骨移植（特殊なもの）	39,720点
	ロ　その他の場合	21,050点
	注　骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｊ０６３－３	骨（軟骨）組織採取術	
	1　腸骨翼	3,150点
	2　その他のもの	4,510点
	注　２については、口腔内から組織採取を行った場合を除く。	
Ｊ０６４	削除	
Ｊ０６５	歯槽骨骨折非観血的整復術	
	1　１歯又は２歯にわたるもの	680点
	2　３歯以上にわたるもの	1,300点
Ｊ０６６	歯槽骨骨折観血的整復術	
	1　１歯又は２歯にわたるもの	1,300点
	2　３歯以上にわたるもの	2,700点
Ｊ０６７	上顎骨折非観血的整復術	1,570点
Ｊ０６８	上顎骨折観血的手術	16,400点
Ｊ０６９	上顎骨形成術	
	1　単純な場合	27,880点
	2　複雑な場合及び２次的再建の場合	45,510点
	3　骨移動を伴う場合	72,900点
	注１　１について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
	２　３については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、先天異常の患者に対して行われる場合に限り算定する。	
Ｊ０７０	頬骨骨折観血的整復術	18,100点
Ｊ０７０－２	頬骨変形治癒骨折矯正術	38,610点
Ｊ０７１	下顎骨折非観血的整復術	1,240点
	注　連続した歯に対して三内式線副子以上の結紮法を行った場合は、650点を所定点数に加算する。	
Ｊ０７２	下顎骨折観血的手術	
	1　片側	13,000点
	2　両側	27,320点
Ｊ０７２－２	下顎関節突起骨折観血的手術	
	1　片側	28,210点
	2　両側	47,020点
Ｊ０７３	口腔内軟組織異物（人工物）除去術	
	1　簡単なもの	30点
	2　困難なもの	
	イ　浅在性のもの	680点
	ロ　深在性のもの	1,290点
	3　著しく困難なもの	4,400点
Ｊ０７４	顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術	
	1　簡単なもの	
	イ　手術範囲が顎骨の２分の１顎程度未満の場合	850点
	ロ　手術範囲が全顎にわたる場合	1,680点
	2　困難なもの	
	イ　手術範囲が顎骨の３分の２顎程度未満の場合	2,900点
	ロ　手術範囲が全顎にわたる場合	4,180点
Ｊ０７５	下顎骨形成術	
	1　おとがい形成の場合	7,780点
	2　短縮又は伸長の場合	30,790点
	3　再建の場合	51,120点
	4　骨移動を伴う場合	54,210点
	注１　２については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所定点数に加算する。	
	２　４については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、先天異常の患者に対して行われる場合に限り算定する。	
Ｊ０７５－２	下顎骨延長術	
	1　片側	30,790点